
ふじみ野市 LINE 行政情報個別配信システム導入 プロポーザル実施要領

令和8年6月

ふじみ野市

目 次

1.	業務の目的	1
2.	業務の概要	1
3.	実施スケジュール	2
4.	提案限度額	2
5.	参加表明書の提出	2
6.	提案書等の提出	3
7.	審査の実施方法	5
8.	結果の公表事項及び方法	6
9.	注意事項	6

1. 業務の目的

ふじみ野市（以下「当市」という。）が運用するふじみ野市公式LINEアカウント（以下「市公式LINE」という。）において、より効率的で効果的な発信を行い、また、市民の利便性向上を図るため、様々な機能を備えたシステムを導入し、運用することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

ふじみ野市 LINE 行政情報個別配信システム導入

(2) 業務場所

ふじみ野市

(3) 業務内容

市公式LINEの個別配信機能などの機能拡充を備えたシステムを調達するものである。
詳細については、「調達仕様書」によるものとする。

(4) 履行期間

- ・ 構築期間：契約締結日から令和8年12月31日まで
（運用・保守期間は令和9年1月から令和11年3月31日まで）

(5) 当部署

担当：ふじみ野市総合政策部広報広聴課広報広聴係（伊藤・荻野）

住所：〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

TEL：049-262-9003（直通）

E-mail：koho@city.fujimino.saitama.jp

(6) 資格要件

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ② 指名通知の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者
- ③ 指名通知の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(7) プロポーザルの成立又は中止

プロポーザル参加者が1事業者になった場合でも審査を行い、候補者と協議の上、優先交

渉権者を決定する。

3. 実施スケジュール

本業務における受託候補者特定までのスケジュールを以下に示す。

イベント	期間または期限
公示	令和8年6月29日（月）
実施要領等の公表・配布	令和8年6月29日（月）～7月6日（月）
質問受付締切	令和8年7月6日（月）
質問回答予定日	令和8年7月7日（火）
プロポーザル参加表明書 提出締切	令和8年7月9日（木）15時まで 郵送の場合は令和8年7月9日必着
プロポーザル参加資格確認結果、 提案書等提出要請通知	令和8年7月10日（金）
プロポーザル提案書等提出締切	令和8年7月23日（木）15時まで
書類審査結果通知	令和8年7月31日（金）
プレゼンテーション及びデモン ストレーション	令和8年8月7日（金）予定
プロポーザル選定結果通知	令和8年8月中旬
契約交渉期間	令和8年8月中旬～8月下旬

※プレゼンテーション及びデモンストレーションについては、別途実施要領を参照のこと。

(I) 実施要領等の公表・配布期間

- ① 配布期間 令和8年6月29日（月）から 令和8年7月6日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土日祝日を除く）

- ② 配布場所 2.業務概要(5)担当部署のとおり

※ふじみ野市ホームページからもダウンロード可能です。

4. 提案限度額

¥2,838千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は予定金額を示したものではないが、本業務における提案金額（様式第11号）
「提案価格書」の初期費用＋運用費（導入初年度3カ月分と令和9年度、令和10年度の24カ
月の運用保守費用を合算した額）はこれを超えてはならない。

5. 参加表明書の提出

(I) 受付期間

令和 8 年 6 月 29 日（月）から令和 8 年 7 月 9 日（木）15 時まで

(2) 提出先及び提出方法

担当まで郵送または持参

郵送の場合は令和 8 年 7 月 9 日まで必着とする。

(3) 提出部数

各 1 部

(4) 提出資料

プロポーザルに参加を希望する者は、次による書類を提出すること。ただし、ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成 17 年ふじみ野市規則第 61 号）第 3 条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者については、⑦、⑧、⑨の書類を省略できるものとする。

- ① プロポーザル実施参加表明書（様式第 1 号）
- ② 会社概要（パンフレット等の任意様式でも可）
- ③ 再委託承諾願（提案システムについて、再委託の予定がある場合）（様式第 2 号）
- ④ 会社更生法疎明書面（様式第 3 号）
- ⑤ 民事再生法疎明書面（様式第 4 号）
- ⑥ 業務履行実績報告書（様式第 5 号）
- ⑦ 履歴事項全部証明書
※発行から 3 か月以内のもの、写し可
- ⑧ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）
※発行から 3 か月以内のもの、写し可
- ⑨ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
※直近 2 期分

6. 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル提案書等提出届（様式第 9 号）、別記「提出書類一覧表」
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 機能要件一覧事業者回答書
- ④ 提案価格書（様式第 11 号）
- ⑤ 見積内訳書（様式第 11 号別紙 1）

(2) 部数

(1) 提出書類の①は、代表者印押印のものを 1 部、②～⑤は正本 1 部、副本 10 部を提出すること。また、①～⑤の電子データを DVD-R（または CD-R）1 枚で提出すること。

(3) 提案書等の作成方法

① 企画提案書

(ア) A 4、両面（15 枚）、30 ページ以内とすること。（表紙、目次を除く）

(イ) 提案内容については、別紙「企画提案書記載項目」を参照し、記載すること。

(ウ) その他留意事項

- ・ 必要に応じ A 3 も認めるが、その際は 2 ページとしてカウントすること。（横折り込み）
- ・ 使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上とし、左右に 20mm 以上の余白を設定すること。
- ・ 提出書類で用いる言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- ・ 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。
- ・ 記載は、当該項目内で完結すること。
- ・ 企画提案書に記載する内容は、オプション提案を除き全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
- ・ 実施義務事項ではなく、参考として記載が必要である場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。
- ・ 説明は文章を以って行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。
- ・ 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。

② 機能要件一覧事業者回答

- ・ 当市から提示した機能要件一覧の Excel データに回答内容を入力すること。
- ・ 機能要件の回答は、以下の基準にて回答すること。

【機能要件】

項目	回答	回答基準
機能要件	○	パッケージで対応しているもの。 （令和 9 年 1 月の稼働までに実装見込みのものを含む）。
	□	パッケージの代替機能もしくは無償カスタマイズで対応しているもの。なお、代替機能や前提条件については備考に具体的な対応方法を明記すること。
	△ (※)	有償カスタマイズ（オプション）で対応するもの。
	×	パッケージでは対応できないもの。もしくは要求仕様を著しく満たしていないもの。

- ・ 機能要件一覧については、当市独自の運用や要求事項を記載している。これらについては、パッケージシステムに該当機能が存在するかの有無を記載するとともに、対応が困難なものについては、各社の提案に委ねることとする。提案内容に関する費用は、本調達に含むものとし、提案価格書に明細を記入すること。
- ・ ※備考欄にカスタマイズ（オプション）費用を記入し、区分が「必須」であるものは、様式第 11 号別紙 1 の該当項目の費用欄（または、その他経費欄）に金額を計上すること。また、区分が「任意」であるものは備考欄にカスタマイズ費用を記入し、提案価格書および見積内訳書には計上しないこと。

③ 提案価格書、見積内訳書

- ・ 見積金額は、提案上限額を超えないものとする。

- ・ 提案価格書は、令和 8 年度の初期構築費と令和 8 年度の運用費（3 か月分）＋令和 9～10 年度の運用保守費を含めた金額とすること。

(4) 提出先

2. (5) と同じ。

(5) 提出方法

上記提出先へ持参により提出すること。DVD-R（または CD-R）にタイトルを「ふじみ野市 LINE 行政情報個別配信システム導入プロポーザル提案書」とし、併せて事業者名を記載すること。

(6) 提出期限

令和 8 年 7 月 23 日（木）15 時まで

※遅れた場合参加を認めない。また、必要書類の提出がない場合や不備がある場合も参加を認めない。

(7) 質疑応答

本プロポーザルの仕様書や契約内容等に関して不明な点がある場合は、様式第 6 号「プロポーザル質問書」を作成し、電子メールに添付して、質問締切までに担当部署のメールアドレスへ送付し、必ず電話にて担当者に到達確認を行うこと。質問締切後の提出は受け付けない。

なお、質問の内容によって本事業者選定に公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- ・ 提出書類 様式第 6 号「プロポーザル質問書」
- ・ 提出期限 令和 8 年 7 月 6 日（月）まで
- ・ 提出方法 質問書は、電子ファイルにて下記のメールアドレスに送付すること。
- ・ 提出先 電子メール：koho@city.fujimino.saitama.jp
(担当 伊藤・荻野)
- ・ 回 答 提出された質問事項は、回答を付したものを質問者のみへ令和 8 年 7 月 7 日（火）に様式第 7 号「プロポーザル回答書」として電子メールに添付し送付する。

7. 審査の実施方法

(1) 審査方法について

「ふじみ野市 LINE 行政情報個別配信システム導入プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置して行い、企画提案書等やプレゼンテーション及びデモンストレーションによる審査によって優先交渉権者を決定する。

なお、応募者が 3 者を超える場合、提出書類に基づいて選定委員会が書面審査し、上位 3 者程度をプレゼンテーション及びデモンストレーション審査対象者として決定・通知する。

書面審査結果通知は、令和 8 年 7 月 31 日（金）までに、提案書を選出したすべての事業者にもメールで通知する。

(2) 評価基準

審査（評価）は、総合評価方式で行い、評価の項目、視点等は、「評価基準書」のとおりとする。

(3) プレゼンテーション及びデモンストレーション審査

企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びデモンストレーションを行う。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行うものとする。

① 実施日：令和8年8月7日（金）予定

② 実施場所：ふじみ野市役所内会議室

③ 実施時間・会場：詳細な時間、会場は、個別に通知する。

④ 発表方法

- ・ 企画提案書等を基に説明やシステムに係るデモンストレーションを行うこと。なお、パワーポイント、概要版等で説明することができる。

⑤ 所要時間：40分（説明・デモ25分、質疑15分）

⑥ 出席人数：最大4名

⑦ 留意事項

（ア）プレゼンテーションの内容は、企画提案書の内容とする。

（イ）プレゼンテーションの説明及び質疑応答は、本業務を主体的に実施するもの（プロジェクトマネージャーや業務責任者など）とする。

（ウ）追加提案の説明及び参考資料の配付は許可するが、企画提案書と異なる内容については評価しない。また、企画提案書のどこに記載されているかを明記すること。

（エ）事務局でスクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（HDMI端子）、電源を用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは、提案者が準備すること。

（オ）説明には、極力専門用語を排除し、平易な言葉を用いること。

（カ）プレゼンテーション及びデモンストレーションに出席しない場合、辞退したものとみなす。

8. 結果の公表事項及び方法

選定の結果については、結果通知と同時に、当市のホームページに参加者名と評価点を掲載して公表する。

9. 注意事項

(1) 本事業、本依頼、および添付資料の外部への他言、使用は一切行わないこと。

(2) 各社回答後、内容について問合せをすることがある。

(3) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(4) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めないものとする。

(5) 提出された書類は、返却しないものとする。

(6) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合があること。

(7) 提出書類の著作権は、参加申請者に帰属するが、当市が本件の選定の公表等に必要な場合に

は、当市は、提出書類の著作権を無償で利用できるものとする。

(8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、ふじみ野市情報公開条例（平成１７年ふじみ野市条例第８号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合があること。

(9) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

ただし、あらかじめ当市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(10) 次の事項のいずれかに該当する場合は、当該プロポーザル提案書は、失格とする。

- ① この要領に定める提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② この要領に定める様式及び記入要領に示す条件に適合しないもの
- ③ 許容された表現方法以外の方法が用いられているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ この要領及び提出要請書に定める方法以外の方法で選定組織若しくは市職員又は本業務実施にあたっての支援業務受託者に対して不正な接触の事実が認められる者が作成したもの
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者が作成したもの

以上